

ふるさと信濃町応援寄附金推進事業返礼品協力事業者募集要領における「地場産品基準」の考え方について

「ふるさと信濃町応援寄附金推進事業返礼品協力事業者募集要領」第3条返礼品の要件の1、1)及び2(2)について、国から示された「地場産品基準」に基づいて取り扱うこととされています。具体的には、以下の例を参考としてください。

1. 信濃町内において生産されたもの

総務省・地場産品基準

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

信濃町内で生産された農産物など、一次産品であることが想定されています。

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
・ 信濃町内で生産された野菜	・ 他市区町村で生産され、信濃町内で販売された野菜

2. 信濃町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

総務省・地場産品基準

二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

国は「当該原材料が『主要な部分』と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断する」としています。この「半分以上を一定程度以上上回る割合」の解釈については、国から具体的な方針が示されていないため、国から示された例を参考にしながら判断します。

なお、ふるさと納税の募集の際には、その旨をふるさと納税ポータルサイト上に明記する必要があることをあらかじめ御了承ください。

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
・ 信濃町内で生産された牛乳や果物を100%使用して、町外で製造されたジェラート ・ 信濃町内で生産された酒米を100%使用して、町外において醸造した地酒 ・ 信濃町内の事業者が100%自社で栽培したブルーベリーを使用して、町外の工場で加工したブルーベリージュース ・ 原材料の野菜等のうち9割以上を信濃町内で生産された野菜を使用したジュース	・ 製造に用いる牛乳のうち信濃町内で生産された牛乳を約1割使用した、町外製造のアイスクリーム ・ 信濃町内で生産されたしょう油・ポン酢を使用した、町外で加工されたもつ鍋・水炊き ・ スチール缶の原材料となる鉄を信濃町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

3. 信濃町内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

総務省・地場産品基準

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

国は「当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断すること」としています。この「半分以上を一定程度以上上回る割合」の解釈については、国から具体的な方針が示されていないため、国から示された例を参考にしながら判断します。

なお、ふるさと納税の募集の際には、その旨をふるさと納税ポータルサイト上に明記する必要があることをあらかじめ御了承ください。

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり示されています。

（参考）

実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を貼り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信濃町内の事業者が町外で生産された原材料を使用し、信濃町内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの ・ 町外で生産された豚肉を、信濃町内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品 ・ 町外で生産された原材料を用いて、信濃町内の醸造所において醸造した酒 ・ 町外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を信濃町内において信濃町内業者が施した工芸品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で生産し、信濃町内事業者が検品を行っているラジオ ・ 町外で生産されているが信濃町内の茶商が監修しているペットボトルのお茶 ・ 信濃町内事業者がパッケージしている町外で生産されたフルーツに、信濃町オリジナルのシールを貼ったもの

4. 信濃町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

総務省・地場産品基準

四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

国は、「当該市区町村（信濃町）から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。」としています。このことと示された例を参考に判断します。

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信濃町を含む複数の市町村の区域を管轄する JA に信濃町内で生産された米を出荷して、当該 JA が町外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの ・ 町内で生産後、複数の市町村を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の市町村で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉 ・ 町内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、区域外で加工される牛肉 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信濃町内で生産されたものと町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

5. 信濃町内の広報の目的で生産された信濃町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から信濃町独自の返礼品等であることが明白なもの

総務省・地場産品基準

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

国は「かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、町内に事業所が存在していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。」としています。このことと示された例を参考に判断します。

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信濃町のゆるキャラグッズ ・ 信濃町を PR するためのオリジナルのポストカード ・ 信濃町をホームとするスポーツチームの応援グッズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信濃町内で創業した事業者が町外で生産する即席麺 ・ 信濃町の出身者であるパティシエが町外で製造する洋菓子 ・ 包装紙に信濃町名が記載されているだけのもの

6. 前1～5に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの

総務省・地場産品基準

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

国は、「当該返礼品等が『主要な部分』と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の一般的な価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該返礼品等であること等により判断する」としています。この「半分を一定程度以上上回る割合」の解釈については、国から具体的な指針が示されていないため、国から示された例を参考にしながら判断します。

なお、ふるさと納税の募集の際には、その旨をふるさと納税ポータルサイト上に明記する必要があることをあらかじめ御了承ください。

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> 信濃町内で製造したみそと信濃町内事業者が生産し自社製品として信濃町内限定販売しているしょう油のセット 信濃町内で製造されたそば（2,000円相当）と町外で製造されたそばつゆ（700円相当）のセット <p>【理由】セットの主要な品である「そば」が、上記1～5の地場産品基準に該当し、「そば」と「そばつゆ」には関連性があるため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町外で生産された商品と信濃町のPR冊子をセットにしたもの 信濃町内で製造された日本酒（3,000円相当）と町外で生産されたタオル（1,000円相当）にしたもの <p>【理由】セットの主要な品である日本酒は、地場産品基準に該当するが、日本酒とタオルは関連性がないため</p>

7. 信濃町内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が信濃町に相当程度関連性があること

総務省・地場産品基準

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

国では「その他これに準ずるもの」とは、役務のほとんどが区域内（信濃町内）において提供されるが、役務の一部が区域外（町外）で提供される場合等を指すとしています。また、区域外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがあるとしています。

いずれの場合も国から具体的な指針が示されていないため、国から示された例を参考に判断します。

(例) 地場産品基準に該当	(例) 地場産品基準に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> 信濃町の特産品をPRするための町外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、信濃町内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供 信濃町内の事業者が車いす用に製作した着物を町外で提供（レンタル以外の工程はすべて信濃町内で行っているもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 信濃町内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券 信濃町内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント